

令和6年度 第2回 松山市子ども・子育て会議

地域子育て部会 会議録

1. 日時

令和6年10月1日（火）10:20～11:20

2. 場所

松山市青少年センター 3階 大ホール

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（8名）（五十音順、敬称略）

安藤 有紀, 井上 もと子, 鬼頭 裕美, 田中 美紀, 友川 礼, 中岡 彩, 村岡 則子, 安永 耕造

(2) 事務局

子育て支援課, こどもえがお課, こども相談課, 保育・幼稚園課, すくすく支援課,
地域学習振興課, 障がい福祉課

4. 傍聴の可否

可（傍聴者0名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 協議事項

①「松山市こども計画（案）」の施策体系について

②「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」

・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」について

・子ども・子育て支援施策の推進方策等について

(3) その他 連絡事項等

(4) 閉会

6. 配布資料

・次第

・委員名簿

・配席図

・資料1 「松山市こども計画」に記載する事業一覧について

・資料2 「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の地域子ども・子育て支援事業の
「量の見込み」「確保の内容」について

・参考資料 地域子育て支援事業の各事業の概要と直近の現状及び実績

・資料3 「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の子ども・子育て支援の推進方策
等について

・意見書 「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の「地域子ども・子育て支援事業」
等への意見書

会議録

1. 開会

・事務局

ただ今から、「令和6年度 第2回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会」を開会させていただきます。本日の部会につきましては、委員10名のうち、8名の委員の方にご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例の規定により本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例の規定により、議事進行は、村岡部会長にお願いいたします。村岡部会長、よろしくお願いいたします。

2. 協議事項

・部会長

みなさま、改めましてよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題は、「松山市こども計画」に記載する事業のうち、当部会が所管する項目について、また、その計画に含まれる「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」についてです。

これらの議題について、事務局から説明がありますので、委員の皆様には、本日の説明内容や質疑応答の内容を踏まえて、後日、意見書の提出によりご意見をいただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

ご意見を反映した修正案については、11月に開催予定の次回会議において、改めて事務局から説明がある予定です。

それでは、時間も限られていますので、スムーズに進行できるようご協力をお願いします。

まずは、協議事項(1)「松山市こども計画」に記載する事業一覧について、事務局から説明をお願いします。

(1)「松山市こども計画(案)」の施策体系について

・事務局

～事務局から、資料1に基づき「松山市こども計画」に記載する事業一覧について説明～

・部会長

以上で、説明は終わりました。何か質問等ありますでしょうか。

～意見・質問なし～

・部会長

お手元の資料を持ち帰っていただき、ぜひご意見等いただければと思います。

次に、協議事項(2)「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」の地域子ども・子育て支援事業について、事務局から、令和7年度から令和11年度の「量の見込み」と「確保の内容」について事務局(案)を説明いたします。これについて、ご質問がありましたら、事務局からの説明のあとに質疑の時間を設けますので、挙手をお願いいたします。

なお、これまで本部会が所管する事業は8事業でしたが、今回、児童福祉法の改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業が新たに3つ加わったとのことです。

まずは8つの既存事業について、事務局から説明をお願いします。

(2)「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」

①地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」について

・事務局

～事務局から、資料2、参考資料に基づき地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」について既存8事業分を説明～

・部会長

以上で、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、現計画にも記載されている8事業についての説明は終わりました。何か質問等ありますでしょうか。

・委員 A

よかったことについて報告させてください。児童クラブについて、民間を含めていただいたことで、支援員の質が向上していると感じました。

市北部には地域子育て支援拠点が少ないとのことですが、そこに集う母親たちは非常に熱心に活動しており、保育士たちとのコミュニケーションもうまくいっているようです。

・委員 B

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業について、見込み数の元になるデータは、受付対応件数でしょうか。あるいは利用実績でしょうか。

・事務局

利用実績です。

・委員 C

養育支援訪問事業についてですが、他の事業は少子化に伴い件数が減っていますが、この事業は増加傾向にある判断かと思えます。計画は問題ないと思えますが、対応件数が増えると従来の支援体制では対応が難しくなると思えます。そのあたりの見通し・計画は検討されるのでしょうか。

・事務局

要支援児童と要保護児童は増えています。支援員は国の基準を満たしているので、増員することは難しいですが、その分、デジタル化・ICT化により業務改善を行い、働きやすい仕組み、環境を作りたいと考えています。

・委員 D

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の量の見込みは増えていますが、子育て世帯訪問支援事業など訪問支援事業は減少が著しいと思えます。本当に支援を必要としている人は、減っていると見做してよいのでしょうか。要因の分析などはされていますでしょうか。

・事務局

子育て世帯訪問支援事業は新規 3 事業の中の 1 つで、従来の養育支援訪問事業の中で行っていた育児家事援助に当たります。ご指摘のとおり、令和 5 年度に実績が減少しています。対象世帯は 10 世帯程度としたものの、家庭にヘルパーが入ることに抵抗があるということで、キャンセルされたことが減少につながっています。年間に 3 ヶ月を一区切りとして、1 世帯あたり週 1~2 回、年間で 12~14 世帯の使用を想定しています。今後、利用しやすいように検討したいと考えています。

・委員 D

県の児童虐待相談件数が増えている中、社会的養育ではなく、地域の家庭的な環境で支援していく必要はあると思いますが、10 件というのは本当に充分なのかと懸念しています。支援拒否についても、時間をかけて関係を築くことの重要性を考えていく必要があるのではないかと思います。

・部会長

量の見込みの妥当性については、再度ご検討いただければと思います。

続いて、「地域子ども・子育て支援事業」のうち、新しい 3 事業について、事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 2、参考資料に基づき、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保の内容」について既存 3 事業分を説明～

・部会長

以上で、説明は終わりました。新規 3 事業について、何か質問等ありますでしょうか。

・委員 B

子育て世帯訪問支援事業は、養育支援訪問事業の一部の家事援助が別立てになったと認識しました。先ほど訪問家庭に対して 3 ヶ月程度の支援継続を目安とすることが条件と伺いましたが、そのような条件設定が家事支援の方にもあるのでしょうか。

・事務局

育児・家事援助については、個別のケース会議で検討しますが、まずは 3 ヶ月程度を一つの単位と捉えその後、障がいサービスなどのヘルパーサービスに移行する場合がありますし、必要に応じて延長することもあります。

・委員 B

3 ヶ月の根拠を教えてください。

・事務局

事業者との委託契約の仕様の中で、決めている期間になります。

・委員 B

これまで、ヤングケアラーをはじめ、家事支援が不十分な状況がありました。家事を理由に、こ

どもの発達や権利が阻害されないような施策を考えるなら、設計に疑問があります。こどものための家事支援を考えた場合、ニーズを従来通りの3ヶ月と考えてよいのでしょうか。新しく作る施策はこれまでの問題に対する救済策を提示する必要があると思います。大人のホームヘルプは最期までとなりますが、こどもについては、18歳までを見込む必要があるのではないのでしょうか。

・事務局

いただいた意見を踏まえ、期限については改めて検討したいと思います。

・委員 B

事業は、こどもの家事援助か、親の家事援助かを見極める必要があると思います。これまで、親の障がいのヘルプサービスの中では、こどもの家事援助は対象外という課題がありました。そのあたりも検討いただければと思います。

・委員 C

児童育成支援拠点事業について、想定されている対象者などについて改めてご説明いただけますでしょうか。

また、数値は計画数として適切でしょうか。計画途中で数値の見直しがあることも聞いていますが、数値の根拠のご説明をお願いします。

・事務局

対象は児童クラブの小学1～3年生くらいの要保護児童で、児童養護施設の空きスペースを利用した、こどもの居場所をつくるイメージです。平日は18～19時くらい、休日は終日オープンを予定し、要対協児童にアウトリーチして利用いただくことも考えています。

見込み数につきましては、国のガイドラインでは20名定員としていますが、利用状況を踏まえて拡大を検討していきたいと思います。

・委員 E

児童育成支援拠点事業に期待をしていましたが、放課後の居場所のことかと少しがっかりしました。こどもを学校に行かせず、生活習慣が定着していない家庭があります。保護者がこどもをうまく育てられないのであれば、援助が必要だと思います。また、児童相談所・こども相談課も、こどもが学校に来るのが昼前になっても、大した話ではないと取り合わず、すぐには動いてもらえません。もっと学校や保育園の声を聴いて、こどもが「こどもらしい生活」ができていない実態があるということを知っていただきたいと思いました。

・部会長

その他、ご意見などありましたら意見書に書いて提出いただければと思います。関連なご意見をありがとうございました。

続いて、②「子ども・子育て支援施策の推進方策等について」、事務局から説明をお願いします。

②子ども・子育て支援施策の推進方策等について

・事務局

～事務局から、資料3に基づき「子ども・子育て支援施策の推進方策等」について説明～

・ 部会長

以上で、説明は終わりました。何かご質問等ありますでしょうか。

・ 委員 B

新たに追加された（４）地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項の事務局案について、「関係機関の連携会議」とは具体的に何をイメージしていますか。関係機関とは要体協を指しているのでしょうか。もしくは新たな組織とネットワークを作ることを想定されているのでしょうか。

・ 事務局

（４）については、要対協だけではなく、事業間の連携を行うことを想定しています。

・ 委員 B

要対協以外の事業間の連携を行う会議、というように具体的な内容を記載いただければと思います。

・ 委員 D

（２）こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項の②ひとり親家庭の自立支援の推進について、「自立支援」という表現は相応しいでしょうか。ひとり親の 9 割近くが働いているにもかかわらず、相対的に貧困から抜け出せない状況があります。就業に関する支援策が活用されていない中で、どのように自立支援を行っていくのか疑問があります。私はひとり親支援をする団体の事務局をしています。物価高騰で、お米も買えない状況といった相談をよく受けます。また、DVの後遺症に苦しむ方や、ひとりで子育てを担う重責や過度なプレッシャーを感じている方など、メンタルケアが必要な方も多いです。こども大綱にはひとり親家庭へ支援について、「時間の貧困」についても記載がありましたので、そこにも目を向けていただきたいです。

県の施策との連携については、今年、困難な問題を抱える女性支援の新法もできましたが、母親が苦しい状況だと、ヤングケアラーにつながっていきます。私の所属団体にくる相談は、行政に対応してもらえなかった難しいケースが目につきます。県の困難を抱える女性の支援とも連携していただき、ひとり親家庭のこどものウェルビーイングの実現をお願いしたいと思います。

・ 事務局

ひとり親家庭の自立支援では、物価高騰対策の給付金を給付したほか、資格取得支援を行っています。また、メンタルケアについては、市には女性相談員が何人かいるので丁寧に相談対応をさせていただいております。

困難を抱える女性の支援については、県が基本計画を策定しており、市もメンバーに入っていますが、市としてどのような対応ができるかは検討したいと思います。

・ 委員 C

（２）③障がい児施策の充実等について、ここでは、「障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに・・・」と記載されていますが、教育・保育部会でも同様に議論をされているのでしょうか。

先程説明のあった 11 の地域子ども・子育て支援事業について、障がいのあるこどものサービス

が入り込めない状況になっているように思います。事業にはペアレント・トレーニングも含まれているようですが、位置づけとしてかけはなれているような印象です。

- ・事務局

(2)については、地域子育て部会のみで審議いただく内容になります。教育・保育という内容もありますが、乳幼児や小学校が中心なので、地域子育て部会でご意見をいただきたいと考えています。

- ・部会長

議事は以上で終了します。意見は、意見書等に追記していただければと思います。
続いて「連絡事項等」について、事務局から説明をお願いします。

4. その他 連絡事項

- ・事務局

～事務局から、連絡事項等について、説明～

- ・部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。
活発なご意見をありがとうございました。この会を通じて、子どもとその家庭の実態を踏まえた議論が進んだことと思います。皆様のご意見があつてこそ、当該計画の具現化できるものだと考えますので、引き続きご協力とご支援のほどよろしく願いいたします。
それでは、事務局にお返しします。

5. 閉会

- ・事務局

村岡部会長、ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、「令和6年度 第2回松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会」を閉会いたします。
委員の皆様におかれましては、全体会からの長時間に渡る審議にも関わらず、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)